

乗じて遣発回国するを知照せしめよ。併びに福防同知に行令し、閩安協と会同して驗明し、員弁を派撥して小心に護送出洋せしめ、長行回国の日期を取具し、通詳して題を請え。仍お撫部院の批示を候て。繳す。冊・結は存す、とあり。

又、巡撫部院韓（克均）の批を奉けたるに、詳の如く琉球国王に移知して知照せしめよ。福防庁に行令して遣発せしめ、閩安鎮に至れば閩安協と会同して驗明し、兵を撥りて護送出洋せしめ、即ちに長行回国の日期を取具し叙詳して題を請え。仍お督部堂の批示を候て。繳す。冊・結は存す、等の因あり。此れを奉けたり。

茲に遣発回国の期に当たり、合に就ちに移知すべし。此れが為に貴国王に備咨す。請煩わくは查照施行せられよ、等の因あり。国に到る。此れを准けたり。

該難民古波蔵等、貴司暨び兩院の皇上の柔遠の至意に仰休し、難民遭風の苦情を俯憫し、意を撫恤に加え、故土に遣還せしむるを蒙る。特に難民の再造の鴻慈を銘佩するのみならず、即ち拳国も亦た感激すること諉るる弗し。茲に貢船、入閩するに因り、難民古波蔵等八名・附搭せる難民志理真等九名を將て、名に按じて帰籍せしむるを除くの外、理として合に咨謝すべし。此れが為に貴司に備咨す。煩為わくは察照施行せられよ。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

嘉慶二十五年（一八二〇）八月十二日

注（1）張保 広東の人。道光元年、閩安協副將に任じられる（『同治

福建通志』卷一〇）。

（2）徐景揚 嘉慶二十五年の淡水同知。江南陽湖の人。嘉慶十四年、福防同知に任ぜられる（『同治』福建通志』卷一〇八）。

（3）鷄籠地方 台湾島北部にある現在の基隆山のこと。

（4）沈家門 浙江省寧波府の舟山本島の東南端に位置する。

（5）差撥 派遣する。

（6）差令 差は指示、命令。

（7）棕索 シュロ製のなわ、ロープ。

2-128-08

国王尚灝の、進貢のため都通事梁文翼等に付した符文

（嘉慶二十五『一八二〇』、八、十二）

琉球国中山王尚（灝）、進貢せんが事の為にす。

照得したるに、本爵は世々天朝の洪恩に沐し、会典に遵依して二年一貢す。欽遵して案に在り。

茲に嘉慶二十五年の貢期に当たり、特に耳目官向邦正・正議大夫蔡肇基・都通事梁文翼等を遣わし、表章を齎捧し、梢役共に二百員名を過ぎざるを率領し、海船二隻に坐駕し、常貢の煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を將て、均分し兩船に装載す。一船は礼字第二百二十二号にして、硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・白剛錫五百觔を装運し、一船は礼字第二百

二十三号にして、硫黄六千三百舳・紅銅一千五百舳・白剛錫五百舳を載運し、前みて福建等処承宣布政使司に至りて投納し、起送して京に赴かしめ、聖禧を叩祝せしめんとす。

所有の差去せる員役は、文憑無ければ、以て各処の官軍の阻留して便ならざるを致すを恐る。合行に符文を給発すべし。今、王府の礼字第二百二十一号の半印勘合の符文一道を給し、都通事梁文翼等に付し、収執して前去せしむべし。如し経過の関津及び沿海巡哨の官軍の驗実如遇えば、即便に放行し、留難して遅悞するを得る母<sup>な</sup>からしめよ。須らく符文に至るべき者なり。

計開

- 正使耳目官一員 向邦正 人伴一十二名
  - 副使正議大夫一員 蔡肇基 人伴一十二名
  - 朝京都通事一員 梁文翼 人伴七名
  - 在船都通事二員<sup>(1)蔡瀛</sup><sup>(2)林興基</sup> 人伴八名
  - 在船使者四員<sup>(3)習定謹</sup><sup>(5)陳文禧</sup> 人伴一十六名
  - <sup>(4)向大図</sup><sup>(6)東士亮</sup> 存留通事一員 陳善繼 人伴六名
  - 在船通事一員 林家樟<sup>(7)</sup> 人伴四名
  - 管船火長・直庫四名<sup>(8)毛永寧</sup><sup>(9)林家樺</sup><sup>(10)平崇礼</sup> 善得福
  - 水梢共に一百二十名
- 右、符文は都通事梁文翼等に付し、此れを准けしむ
- 嘉慶二十五年（一八二〇）八月十二日

注 (1) 蔡瀛 嘉慶二十五年進貢の在船都通事。『宝案』では乾隆五十九年の管船火長としても名がみえる。また『世譜』では嘉慶六年、福建に遊学中の蔡瀛が琉球難民の通事としてともに帰国した記事がみえるが、同一人物か。

(2) 林興基 乾隆二十〇道光六年（一七五五〜一八二六）。久米村系林氏（平安座家）六世。乾隆四十六年通事、五十一年黄冠、五十九年都通事、嘉慶九年中議大夫、道光元年正議大夫、二年耳目官に陞る。嘉慶九年進貢の存留脇通事、十七年進貢の朝京都通事、二十五年進貢二号船の都通事を務める。道光二年美里間切大村渠地頭職を授かる（『家譜（二）』八六三頁）。

(3) 習定謹 嘉慶二十五年進貢の在船使者。  
 (4) 向大図 嘉慶二十五年進貢の在船使者。  
 (5) 陳文禧 嘉慶二十五年進貢の在船使者。  
 (6) 東士亮 嘉慶二十五年進貢の在船使者。『宝案』では嘉慶十九年に東士亮らが大島から帰国する時に福建省興化府に漂着した記事がある（巻一七）が、同一人物か。

(7) 林家樟 乾隆十六年（一七五一）〜？。久米村系林氏（平安座家）五世。新垣通事親雲上。乾隆四十五年通事、道光七年中議大夫、九年正議大夫、十六年申口座に陞る。乾隆四十三年読書習礼のため閩に赴き、四十七年帰国。嘉慶十一年進貢二号船の管船夥長、二十五年進貢二号船の在船通事となる（『家譜（二）』八七九頁）。

(8) 毛永寧 乾隆四十四〜道光十三年（一七七九〜一八三三）。久米村系毛氏（吉川家）七世。嘉慶九年通事、二十五年黄冠、道光二年当座敷に陞る。嘉慶二十五年進貢頭号船の総官を務めた（『久米毛氏家譜原文・読み下し』一一六頁）。

(9) 林家樺 乾隆二十三年（一七五八）〜？。久米村系林氏（平安座家）五世。乾隆四十五年通事、道光二年都通事に陞る。乾隆

五十五年読書習礼のため聞に赴き、五十八年帰国。嘉慶二十五年進貢の管船火長となる（『家譜（二）』八七三頁）。

(10) 平崇礼 乾隆三十一年（一七六六）一八二五。大城筑登之親雲上安富。嘉慶二十五年小唐船の船頭叙座敷（二号船の直庫）、道光二年進貢小唐船の船頭、四年進貢小唐船の船頭（『家譜（四）』四六〇頁）。

2-128-09

国王尚灝の、進貢のため存留通事陳善繼等に付した執照（頭号船）（嘉慶二十五《一八二〇》、八、十二）

琉球国中山王尚（灝）、進貢せんが事の為にす。

照得したるに、本爵は世々天朝の洪恩に沐し、会典に遵依して二年一貢す。欽遵して案に在り。

茲に嘉慶二十五年の貢期に当たり、特に耳目官向邦正・正議大夫蔡肇基・都通事梁文翼等を遣わし、表章を齎捧し、梢役共に二百員名を過ぎざるを率領し、海船二隻に坐駕し、常貢の煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を將て、均分し両船に装載す。一船は礼字第二百二十二号にして、硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・白剛錫五百觔を装運し、一船は礼字第二百二十三号にして、硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・白剛錫五百觔を載運し、前みて福建等処承宣布政使司に至りて投納し、起送

して京に赴かしめ、聖禧を叩祝せしめんとす。

所有の差去せる員役は文憑無ければ、以て各処の官軍の阻留し便ならざるを致すを恐る。合行に給照すべし。此れが為に王府の礼字第二百二十二号の半印勘合の執照一道を給発し、存留通事陳善繼等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇えば、即便に放行し、留難して阻滯するを得る母からしめよ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

正使耳目官一員 向邦正 人伴一十二名

副使正議大夫一員 蔡肇基 人伴一十二名

朝京都通事一員 梁文翼 人伴七名

在船都通事一員 蔡濂 人伴四名

在船使者二員 習定謹 人伴八名  
陳文禧

存留通事一員 陳善繼 人伴六名

管船火長・直庫二名 毛永寧 善得福

水梢共に六十一名

右、執照は存留通事陳善繼等に付し、此れを准けしむ

嘉慶二十五年（一八二〇）八月十二日